

# 西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業 事業計画概要

縮尺五千分之一  
設計図



凡例	施行地区界	都市計画道路	区画道路	公園・緑地	水	河	学校・幼稚園	構内	地
----	-------	--------	------	-------	---	---	--------	----	---

## 第1 土地区画整理事業の名称等

1. 土地区画整理事業の名称  
西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業
2. 施行者の名称  
安城市

## 第2 施行地区

本地区内の名称は次のとおりである。

安城市星町 畑林、五郎兵衛、星前、波橋、松田、西山越、北山越、  
南山越、中山越、里池、野池田、実野池、中野池、西野  
池、山崎、向い山及び栗橋の各全部、  
北大通寺、南大通寺、川田、下田、瀬ノ内、新田、荒井、  
早稲田、高崎子、御地蔵、新屋敷、用平木、南八幡、重  
原田、南井原、池ノ邊、大池澤、大池山、東大池及び足  
取りの各一部

今半町 一丁目、二丁目及び四丁目の各一部

東栄町 橋根区、北宮溝、南宮溝、野池及び野池田の各全部  
二丁目、三丁目、榎原、高崎橋、高根及び東大通山の各  
一部

今池町 四丁目及び上池の各一部

五尾町 南東の一部

施行面積 154.61 ha

## 第3 設計の概要

土地区画整理事業の目的

本地区は、名称名古屋本線安城駅に隣接しており、また国道一  
号線、奥通田一帯線、豊田安城線等の主要幹線道路があり、交通  
に恵まれていることから、住宅地として適している為、民間による  
ミニ開発等も行われ、スプロール化が進行し、早期に都市施設等の

整備を図る必要があるため、本事業を施行し公共施設の整備促進と  
土地の利用促進を図り、良好な環境の都市創成を達成するものにてあ  
る。

## 第4 事業施行期間

自 昭和61年5月28日(事業計画の決定の公告日)  
至 平成9年3月31日

## 第5 建築行為等の制限について

土地区画整理事業施行地区内は建築行為等の制限を設けます。  
建築物等を建築しようとする方は建築確認申請に先立ち土地区  
画整理事業第1項の規定により許可を受けなければなりません。